

石巻市議会政務活動費交付条例施行規則

平成17年 7月20日 規則第297号

(趣旨)

第1条 この規則は、石巻市議会政務活動費交付条例（平成17年石巻市条例第304号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付申請)

第2条 政務活動費の交付を受けようとする会派の代表者は、毎年度、市長に対し、議長（議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、副議長。議長及び副議長ともに事故があるとき、又は欠けたときは、議会事務局長。以下同じ。）を経由して石巻市議会政務活動費交付申請書（様式第1号）を提出しなければならない。

2 政務活動費を交付された会派の代表者は、前項の規定により申請した事項に異動が生じたときは、市長に対し議長を経由して石巻市議会政務活動費交付変更申請書（様式第2号）を提出しなければならない。

3 次条第1項に規定する政務活動費の交付決定を受けた会派において、政務活動費の交付の前に第1項の規定により申請した事項に異動が生じたときは、その会派の代表者は、市長に対し議長を経由して石巻市議会政務活動費交付申請事項異動届（様式第3号）を提出しなければならない。

4 政務活動費を交付された会派が解散したとき（議員の任期が満了したとき又は議会の解散があったときを含む。）は、当該会派の代表者であった者は、市長に対し議長を経由して会派解散届（様式第4号）を提出しなければならない。

(交付決定)

第3条 市長は、毎年度、前条第1項の規定により申請のあった各会派について交付すべき年間分の政務活動費の額を決定し、当該会派の代表者に石巻市議会政務活動費交付決定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

2 市長は、前条第2項の規定による申請又は同条第4項の規定による届出があった各会派について、条例第5条の規定に基づき市長が追加して交付し、若しくは会派が返還しなければならない政務活動費の額を決定し、又は条例第6条の規定に基づき会派が返還しなければならない政務活動費の額を決定し、当該会派の代表者に石巻市議会政務活動費追加交付（返還）決定通知書（様式第6号）により通知するものとする。

3 市長は、前条第3項の規定による届出があり、政務活動費の額を変更する必要があると認めるときは、その額を改めて決定し、当該会派の代表者に石巻市議会政務活動費交付額変更決定通知書（様式第7号）により通知するものとする。

(収支報告書)

第4条 条例第9条第1項の収支報告書は、石巻市議会政務活動費収支報告書（様式第8号）によるものとする。

2 議長は、収支報告書等の記載を検査し、必要があると認めるときは、会派及び議員に説明を求めることができるものとする。また、検査の結果、収支報告書に不適切なものがあると議長が認めるときは、修正を命じることができるものとする。

(収支報告書等の閲覧)

第5条 議長は、収支報告書及び政務活動費の支出に係る領収書等の証拠書類について、石巻市情報公開条例第7条に規定する情報のほか、公開することにより会派の調査研究活動に著しい支障を及

ばすおそれがあると認められる記録については、当該部分を除き、閲覧に供するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成17年6月1日から適用する。

附 則（平成25年2月28日石巻市規則第3号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成25年3月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の石巻市議会政務活動費交付条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、この規則の施行の日前にこの規則による改正前の石巻市議会政務調査費交付条例施行規則の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。

附 則（平成29年2月13日石巻市規則第2号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の石巻市議会政務活動費交付条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、この規則の施行の日前に交付された政務調査費については、なお従前の例による。

様式第1号 (第2条関係)

年 月 日

石巻市長 (あて)
(石巻市議会議長経由)

会 派 名
代表者氏名 ㊟

石巻市議会政務活動費交付申請書

石巻市議会政務活動費交付条例施行規則第2条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 会派の名称
2 結成の日
3 経理責任者氏名
4 所属議員氏名 (月 日現在) 別紙のとおり
5 交付申請額 (年度分) 円

様式第2号 (第2条関係)

年 月 日

石巻市長 (あて)
(石巻市議会議長経由)

会 派 名
代表者名 ㊟

石巻市議会政務活動費交付変更申請書

石巻市議会政務活動費交付条例施行規則第2条第2項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 異動内容

区 分	新	旧	異動年月日
会 派 の 名 称			年 月 日
代 表 者 名			年 月 日
経 理 責 任 者 氏 名			年 月 日
所 属 議 員 数			年 月 日
交付申請額 (年度分)	円	円	年 月 日

2 添付書類 異動後の所属議員名簿

様式第3号（第2条関係）

年 月 日

石巻市長 (あて)
(石巻市議会議長経由)

会 派 名
代表者名 ㊟

石巻市議会政務活動費交付申請事項異動届

石巻市議会政務活動費交付条例施行規則第2条第3項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 異動内容

区 分	新	旧	異動年月日
会 派 の 名 称			年 月 日
代 表 者 名			年 月 日
経 理 責 任 者 氏 名			年 月 日
所 属 議 員 数			年 月 日
交付申請額 (年度分)	円	円	年 月 日

2 添付書類 異動後の所属議員名簿

様式第4号（第2条関係）

年 月 日

石巻市長 (あて)
(石巻市議会議長経由)

会 派 名
代表者氏名 ㊟

会 派 解 散 届

石巻市議会政務活動費交付条例施行規則第2条第4項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

会派の解散年月日 年 月 日

様式第5号（第3条関係）

		第 号
		年 月 日
会派名		
代表者	様	
		石巻市長 印
石巻市議会政務活動費交付決定通知書		
平成 年 月 日に申請のあった政務活動費の交付について下記のとおり決定したので、石巻市議会政務活動費交付条例施行規則第3条第1項の規定により通知します。		
記		

様式第6号（第3条関係）

		第 号
		年 月 日
会派名		
代表者	様	
		石巻市長 印
石巻市議会政務活動費追加交付（返還）決定通知書		
平成 年 月 日に申請のあった政務活動費の交付変更に基づき下記のとおり に届出のあった会派の解散		
決定したので、石巻市議会政務活動費交付条例施行規則第3条第2項の規定により通知します。		
記		
追加交付する 返還しなければならない 石巻市議会政務活動費の額 円		

様式第7号（第3条関係）

	第	号
	年	月
		日
会派名 代表者	様	
	石巻市長	印
石巻市議会政務活動費交付額変更決定通知書		
平成 年 月 日に届出のあった政務活動費申請事項の異動に基づき、下記のとおり政務活動費の額を変更する決定をしたので、石巻市議会政務活動費交付条例施行規則第3条第3項の規定により通知します。		
記		
	変更後	変更前
政務活動費交付金額	円	円
備考		

様式第8号（第4条関係）

	年	月	日
石巻市議会議長	殿		
	会派名		
	代表者氏名		
	印		
石巻市議会政務活動費収支報告書			
石巻市議会政務活動費交付条例施行規則第4条の規定により下記のとおり報告します。			
記			
1 収 入			
石巻市議会政務活動費： 円			
2 支 出 (単位：円)			
科 目	金 額	備 考	
研究研修費			
調査費			
資料費			
広聴広報費			
人件費			
要請・陳情活動費			
会議費			
その他の経費			
合 計			
3 残 額 円			

注 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。